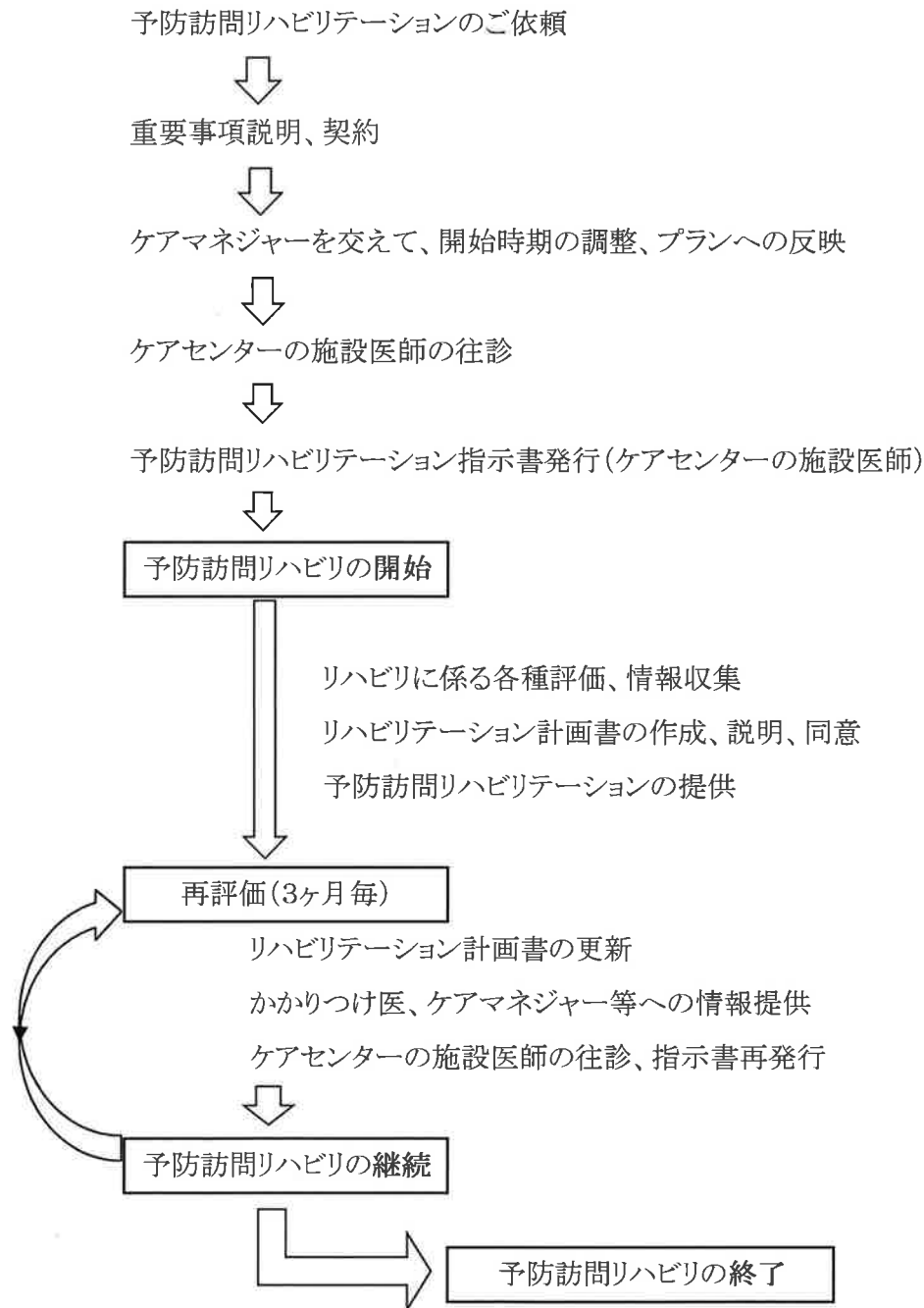


草津ケアセンター予防訪問リハビリテーション 重要事項説明書

1 予防訪問リハビリのお申し込みからサービス開始～終了まで



- 予防訪問リハビリテーションは、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が自宅を訪問し、住み慣れた環境での生活をより良くする介護サービスです。
- サービスは、介護保険制度を適応して提供します。
- 予防訪問リハビリテーションを利用するには、医師の指示書が必要です。
- 主治医や、かかりつけの先生主治医の治療方針とケアプランに沿って、他のサービスと連携してリハビリテーションを行いますので、安心して在宅療養が続けられます。
- 駐車スペースがない場合、近隣有料駐車場の料金は利用者様負担となります。

2 予防訪問リハビリテーションの内容

- 1、身体状態の観察
- 2、医師の指示による医療処置、急変時の対応・指導
- 3、医師、他職種との連絡調整
- 4、日常生活への指導・助言
- 5、心身機能、能力の評価・向上・維持
- 6、福祉用具、療養環境、保険・福祉サービス、社会資源活用の援助
- 7、自立支援・活動参加に向けたアプローチ
- 8、本人および介護者に対する介護の助言、精神的援助
- 9、その他、指示・ケアプラン・Needsから必要と考えられるリハビリテーション

3 営業日時のご案内

○営業日：月曜日～金曜日まで

○休日：土・日・祝日・12月30日より1月3日

○営業時間：9時00分から17時00分

事業所	社会医療法人 誠光会
事業所の名称	草津ケアセンター訪問リハビリステーション
代表者氏名	濱田 康夫
指定番号	2550680017
事業所の住所	滋賀県草津市野村2丁目13番13号
連絡先	営業時間内 電話 077-567-1122 FAX 077-567-2085 Mail carecenter-reha@seikoukai-sc.or.jp
最寄の駅	JR琵琶湖線 草津駅 徒歩15分

営業地域	草津市内とする
従事者	理学療法士 5 作業療法士 3 言語聴覚士 1
苦情相談窓口	担当者 濱田 康夫 (相談時間) 9～17時 電話番号 077-567-1122 事業所に対して直接苦情相談する以外に、下記の草津市介護保険課、国保連合会介護保険課などに相談、申し出される方法もあります。 草津市 介護保険課 TEL 077-561-2369 滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談 TEL 077-510-6605
第三者評価	現在は実施できていません

ご利用にあたってのお願い	保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。変更のあった場合は必ず、お知らせください。 やむを得ず、訪問の予定変更を希望される場合は必ず前日までにお知らせください。
--------------	---

4 ご利用できる方

在宅療養中で介護認定をリハビリを必要とされる方。

退所後の生活や環境に不安のある方、もしくは当事業所の医師が必要と認めた方。

車での訪問を要するお宅は、駐車スペースの確保をお願いします。

※駐車スペースのない場合の近隣有料駐車場の料金は利用者様負担となります。

5 訪問時間

1回の訪問は20分、40分、60分を目安とした3段階。ケアプランに準じる。

6 利用料

別表1を参照

7 その他

- ・業務で知り得た個人情報、関係者以外へ発信することはありません。
- ・万一の緊急、急変時は1次救命処置の上、かかりつけ医や救急要請等の対応を行います。
- ・当事業所は高齢者虐待予防とハラスメント防止への取り組みを行っています。
- ・感染症に関しては既存、新型を問わず常から予防対策を履行致します。
- ・大規模な感染症蔓延や大規模災害時は「災害対応」とさせていただきます。

当事業所が実施するサービスの内容について説明を行いました。

事業者名称 社会医療法人 誠光会 草津ケアセンター訪問リハビリステーション

業者住所 滋賀県草津市野村2丁目13番13号

管理者 濱田 康夫

説明者

上記内容の説明を受けました。

年 月 日

ご利用者のお名前

説明を受けられた方

(続柄:)

社会医療法人誠光会 草津ケアセンター予防訪問リハビリテーション契約書

_____（以下、「利用者」といいます）と草津ケアセンター訪問リハビリテーション事業所（以下、「事業所」とする）は、予防訪問リハビリテーション提供者（以下、「事業者」とする）が利用者に対して行う予防訪問リハビリテーションについて、以下のとおり契約します。

○第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、日常生活の自立、自宅内での活動や地域における社会参加の向上を図ることを目的に、予防訪問リハビリテーションを提供する。
- 2 利用者は、予防訪問リハビリテーションに対する所定の利用料及びその他の費用を支払う。

○第2条（契約期間）

- 1 契約期間は契約の締結日から始まり、在宅での活動改善目標が達成した時点で終了するものとする。
- 2 指示書の有効期限を超えてなお、新しい指示書の発行が何らかの理由で行われず、その後も指示書の発行に至らないと判断された際は、先の指示書の有効期限をもって契約の終了とする。
- 3 契約期間中に、利用者の要支援認定の有効期限の満了日を迎え、継続されていなかった際は、その満了日をもって契約の終了とする。

○第3条（予防訪問リハビリテーション計画書）

- 1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「介護予防サービス計画書」に沿って「予防訪問リハビリテーション計画書」を作成する。事業者はこの「予防訪問リハビリテーション計画書」の内容について利用者、もしくはその家族、もしくはその双方に対して説明し同意を得た上で交付する。
- 2 当該計画書の有効期間は原則3ヶ月とするが、記載事項の変更や加算算定などの要件に応じ、その頻度は介護保険法の定めるものに準ずる。

○第4条（予防訪問リハビリテーションの内容）

- 1 事業者が利用者に提供するサービスの内容は、指示書における指示の範囲内とし、且つ第3条の予防訪問リハビリテーション計画書に則る。
- 2 事業所は、予防訪問リハビリテーションの事業者として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を、その目的に応じて利用者の居宅に派遣し、予防訪問リハビリテーション計画書の内容に沿ったサービスを提供する。

- 3 介護予防サービス計画書が変更され、事業者が提供するサービスの内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、更新された予防訪問リハビリテーションの内容を提供する。

○第5条（提供サービスの記録）

- 1 事業者は、予防訪問リハビリテーションの提供後、サービス提供票に実績を記載する。
- 2 事業者は、提供した予防訪問リハビリテーションの内容をケース記録として記録・保管する。記録の保管期間は2年間とする。
- 3 利用者が希望する場合、その事業所におけるケース記録の閲覧を妨げない。なお、閲覧時間は事業所の営業時間内とする。
- 4 利用者が希望する場合、その事業所におけるケース記録の複写物の交付を行う事ができる。なお、交付時間は事業所の営業時間内とする。
- 5 その他、ケース記録の開示に関しては、草津ケアセンターの開示規定に基づいて対処する。

○第6条（料金）

- 1 事業所は、【契約書別紙並びに重要事項説明書別表1】に定める利用単位毎の料金を基に計算された月ごとの合計額を対価とし、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合を元に利用者負担額を算出する。
- 2 事業所は、当該月の料金の自己負担額の請求書に明細を付し、翌月10日頃に利用者に請求を行う。
- 3 料金支払い方法は、預金口座振替とする。
- 4 事業所は、利用者からの利用料振替の確認がなされた後、領収書を発行する。
- 5 利用者は、事業者が予防訪問リハビリテーションを実施するために使用する水道、ガス、電気、電話、有料駐車場に係る費用を負担する。
- 6 領収書の再発行料金は、1ヶ月分を 500円＋消費税 とする。

○第7条（予防訪問リハビリテーションの一時中止）

- 1 利用者は、サービス提供票でスケジュールされた予防訪問リハビリテーションの利用を一時中止する場合、事業所に対して予定日の前日午後5時までにその旨の連絡を行う。
- 2 事業所は、サービス提供票でスケジュールされた予防訪問リハビリテーションの利用を一時中止する場合、利用者に対して予定日の前日午後5時までにその旨の連絡を行う。ケアマネジャーへの連絡は、提供票の実績にてその代わりとする。

○第8条（契約の終了）

- 1 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対し解約の理由を文書で通知することにより15日間の予告期間において、この契約を解約することができる。
- 2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができる。
 - ① 事業所、もしくは事業者が正当な理由なくサービスの提供をしない場合
 - ② 事業所、もしくは事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 3 次の事由に該当した場合は、事業所は文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができる。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払が遅延し、催促後の10日以内に支払いがなかった場合
 - ② 利用者またはその家族が事業所や事業者に対して、著しい背信行為を行った場合
- 4 次の事由に該当した場合はこの契約は自動的に解約することとする。
 - ① 利用者が入院や入所によって、在宅での生活を終えた場合。
 - ② 利用者の要介護認定区分が非該当、もしくは要介護と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

○第9条（秘密保持）

- 1 事業所および事業者は、サービス提供する上で知り得た利用者およびその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に伝えることを禁ずる。この守秘義務は利用終了後や事業者が退職した後も有効なものとする。
- 2 事業所、および事業者は、利用者または代理人から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において、利用者および家族の個人情報を用いることはできない。
- 3 養成校の学生を同行して訪問業務を行う際には、事前に本人、もしくは家人の了解を得た上で行う。

○第10条（賠償責任）

- 1 事業所は、事業者のサービスの提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

○第11条（緊急時の対応）

- 1 事業者は、現に予防訪問リハビリテーションの提供中に利用者の病状の急変等が生じた場合、及びその他必要な場合は、適切な処置を行い、その後速やかにかかりつけ医へ連絡をとる等必要な措置を講じる。

○第12条（身分証携行義務）

- 1 事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または家族から提示を求められた時には、それを提示する。

○第13条（連携）

- 1 事業者は、予防訪問リハビリテーションの提供にあたり、ケアマネジャーおよび医療サービスまたは福祉サービスを提供する他機関との連携に努める。
- 2 事業者は、この契約の内容が変更、またはこの契約が解約となった場合、速やかにケアマネジャーに通知する。
- 3 なお、第8条に基づいて解約となる際は事前にケアマネジャーに連絡を行う。

○第14条（虐待・身体拘束の防止）

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等を目的に、次に掲げる対策と措置を講じる。

1. 虐待防止・身体拘束等の適正化のため、委員会の設置、指針の策定、定期的な研修等の実施を行う。
2. サービス提供中、当該事業所従事者又は第三者による虐待等が疑われる事案が確認された際は、速やかにこれを市町村に通報し、適切に対処する。
3. 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わない。
4. やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得た上で必要最小限の実施に留める。

○第15条（ハラスメント）

事業者は、利用者及び従事者が安心して訪問サービスを享受・提供できるよう、ハラスメントの防止に取り組む。

1. 事業所内外おいて行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為を許容しない。
① 身体的な危害を被る、もしくは被る可能性のある行為

② 個人の尊厳や人格を傷つけることや貶める言動

③ 個人の意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等

2. 上記対象は、ご利用者及びその家族等、従事者、その他関係者とする。

3. 事業所は、ハラスメント防止に関する研修会の開催、委員会の設置を行う。

4. ハラスメント事案が発生した場合、発生状況の把握、当該事案行為者への措置、再発防止策を行う。

○第16条（衛生管理）

従事者は、感染症等の発生を予防するとともに、感染症が発生した際の蔓延防止を目的に、次に掲げる対策と措置を講じる。

1. 日々、従事者は自身の清潔及び健康状態を良好に保ち、また携行品等の衛生的な管理に努める。

2. 感染症等の予防及び蔓延防止に関する委員会の開催、予防及び蔓延防止指針の策定、研修及び訓練の定期的な実施を行う。

○第17条（業務継続に向けた取り組み）

1. 大規模な感染症や自然災害の発生後、利用者に対するサービスの提供を継続、または早期の業務再開を図るために業務継続計画（BCP）を策定する。

2. 事業所は、従事者に対しBCPを周知するとともに、必要な研修や訓練を定期的な実施する。

3. BCPは、適宜見直しを行い、必要に応じて更新する。

○第18条（相談・苦情対応）

1 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、予防訪問リハビリテーションに関する利用者の要望や苦情に対し、適切に対応する。

○第19条（本契約に定めのない事項）

1 利用者、事業所、及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議・対応する。

○第20条（裁判管轄）

1 この契約に関して、やむを得ずに訴訟となる場合は利用者および事業所は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに合意する。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業所が署名押印の上、1通ずつ保有するものとする。

○第21条 (事故発生時の対応)

- 1 事故・事件の発生した場合、速やかに介護者家族への連絡・ケアマネジャー・事業所管理者への連絡を行う。
- 2 状況に応じ、かかりつけ医への報告を行う。
- 3 介護保険事故・事件の報告する範囲は、事務取扱要領に順ずる。
- 4 報告を受けた管理者は、速やかに市への報告をし、指示に従い処理する。
- 5 感染症等の場合は、市・保健所への報告を行い、指示を仰ぐ。

○第22条 (相談・苦情窓口)

当事業所が提供するサービスへのご相談や苦情などがございましたら、ご連絡下さい。

社会医療法人 誠光会 草津ケアセンター訪問リハビリステーション
滋賀県草津市野村2丁目13番13号

相談担当者 濱田 康夫 TEL 077-567-1122

FAX 077-567-2085

Mail carecenter-reha@seikoukai-sc.or.jp

当事業所以外にも、下記の窓口で相談を受けていただけます。

○滋賀県草津市草津3丁目13番30号

草津市役所 介護保険課

TEL 077-561-2369

○滋賀県大津市京町4丁目3番28号

滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険関係苦情相談

TEL 077-510-6605

(附則)

2022.3.1 施行

2022.12.1 改定

2024.6.1 改訂

【契 約 書 別 紙】

○サービス提供責任者

氏名 濱田 康夫 連絡先 077-567-1122

○予防訪問リハビリテーションの内容

- 1、身体状態の観察
- 2、医師の指示による医療処置、急変時の対応・指導
- 3、医師、他職種との連絡調整
- 4、日常生活への指導・助言
- 5、心身機能、能力の評価・向上・維持
- 6、福祉用具、療養環境、保険・福祉サービス、社会資源活用の援助
- 7、自立支援・活動参加に向けたアプローチ
- 8、本人および介護者に対する介護の助言、精神的援助
- 9、その他、指示、ケアプラン、Needs から必要なリハビリテーション

○利用料その他の費用

- 1 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者負担割合証に記載された割合を用いて算出する。
- 2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額と厚生労働大臣が定める基準より算定した費用との差額が生じないようにする。
- 3 「重要事項説明書 別表1」の料金表の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の介護予防サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とする。

利用同意書 兼 利用契約書受領書

草津ケアセンター訪問リハビリステーション事業所からのサービスを利用するにあたり、予防訪問リハビリテーションサービス契約書、及び重要事項説明書の説明文書を受領し、担当者による説明を受けました。且つ、その内容を十分に理解した上で同意します。

個人情報の利用について

- 1 事業所および事業者は、サービス提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に伝えることしません。この守秘義務は契約終了後、および事業者が退職した後も有効なものとする。
- 2 事業者は、利用者または代理人から予め文書で同意を得ない限り、個人を特定できる情報を公にすることはありません。
- 3 養成校の学生を同行して訪問業務を行う際は、事前に本人、もしくは家人の了解を得た上で行う。
- 4 担当者会議などの関連事業者が会する会議、学会、研究会などで個人の特定に至らない範囲での個人情報を用いることがあります。

年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

<扶養者・代理人>

住 所

氏 名

養成校の学生同行に協力することに同意します。

事業所名称

社会医療法人誠光会 草津ケアセンター訪問リハビリステーション

説明者

【予防訪問リハビリテーション】サービスの利用料

【単位数】

(単位 報酬単位)

介護保険区分	算定単位・条件	20分	40分	60分
予防訪問リハビリテーション費2	1回(20分)あたり	298	596	894
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回(20分)あたり	6	12	18
短期集中リハビリテーション実施加算	1日あたり	200		
口腔連携強化加算	1回/月	50		
退院時共同指導加算	利用初月のみ	600		
予防訪問リハ12月超減算	開始12か月超1回(20分)あたり	△30	△60	△90

*1単位、10.55円で計算されます。(利用料に10.55を乗じる)

【1割負担】

(単位 円(消費税込))

介護保険区分	算定単位	20分	40分	60分
予防訪問リハビリテーション2	1回(20分)あたり	315	629	944
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回(20分)あたり	7	13	19
短期集中リハビリテーション実施加算	1日あたり	211		
口腔連携強化加算	1回/月	53		
退院時共同指導加算	利用初月のみ	633		
予防訪問リハ12月超減算	開始12か月超1回(20分)あたり	△32	△64	△95
領収書の再発行	1通につき	550		

【2割負担】

(単位 円(消費税込))

介護保険区分	算定単位	20分	40分	60分
予防訪問リハビリテーション2	1回(20分)あたり	629	1,258	1,887
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回(20分)あたり	13	26	38
短期集中リハビリテーション実施加算	1日あたり	422		
口腔連携強化加算	1回/月	106		
退院時共同指導加算	利用初月のみ	1,266		
予防訪問リハ12月超減算	開始12か月超1回(20分)あたり	△64	△127	△190
領収書の再発行	1通につき	550		

【3割負担】

(単位 円(消費税込))

介護保険区分	算定単位	20分	40分	60分
予防訪問リハビリテーション2	1回(20分)あたり	943	1,887	2,830
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回(20分)あたり	19	39	57
短期集中リハビリテーション実施加算	1日あたり	633		
口腔連携強化加算	1回/月	159		
退院時共同指導加算	利用初月のみ	1,899		
予防訪問リハ12月超減算	開始12か月超1回(20分)あたり	△95	△190	△285
領収書の再発行	1通につき	550		